

## 平成23年度競争入札参加資格追加審査申請書提出要領

八戸市が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の追加審査申請を次のとおり受付します。

- 1 受付期間 平成23年1月31日（月）から平成23年2月18日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 2 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 3 提出方法 持参による提出のみとします。
- 4 有効期間 平成23年6月1日から平成24年5月31日まで（1年間）
- 5 申請者の要件 八戸市内に住所を有する個人若しくは八戸市内に本店の所在地を有する法人で、測量・建設コンサルタント等業務に係る平成22・23年度八戸市競争入札参加資格を有する者。

なお、次のいずれかに該当する場合は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (4) 国税又は地方税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していると認められる者で、適正な競争を妨げる恐れがあると認められるもの
- (6) 営業に関し法律上必要とされる登録等を受けていない者
- (7) 希望する業種区分に係る審査基準日（平成22年12月1日）の直前2事業年度における2年間平均実績高がない者

### 6 提出書類

申請書類の様式は、[当市ホームページよりダウンロード](#)してご利用ください。

- (1) 競争入札参加資格追加審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）

八戸市独自様式（第1号様式）

- ・ 測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、別表に掲げる5業種とします。
- ・ 入札参加資格の追加を希望する業種区分の番号に必ず「」を記入してください。
- ・ 追加希望する業種について、必ず測量等実績高を記入してください（複数希望可）。

- 行政書士等が代理申請する場合は、「3 申請代理人」欄に記入してください。  
申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。

申請書への押印について

行政書士等が申請代理人として代理申請する場合には、申請書への押印は、申請代理人欄に申請代理人の押印をすれば足りる。ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用してください。

「代表者氏名」欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

委任状の提出について

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。

委任状は必ず次の条件を満たしたものの正本を提出してください。

委任状の様式は、国土交通省の様式例を参照のこと。

【委任状の条件】

- 委任状の日付が申請日から3ヵ月以内のもの。
  - 委任の範囲が具体的に記載してあること。
  - 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
  - 委任者・受任者の氏名、住所の記載及び押印があること。
- 営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書（写し可）
  - 測量等実績調書（金額は消費税込み）（第2号様式）
  - 技術者経歴書（第3号様式）
  - 法人である場合は登記簿謄本、個人である場合は身分証明書（写し可）
  - 財務諸表（直前の1事業年度分）

法人の場合	貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
個人の場合	貸借対照表及び損益計算書 又は確定申告書（市県民税申告書）の写し

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望し、かつ、各登録規程に基づく登録業者である場合は、登録証明等その登録内容（登録部門）を明らかにするものを提出してください（写し可）。

7 提出書類に関する注意事項

- 申請書類は、A4判に統一してください。（ファイルに綴らずに提出してください。）
- 測量等実績調書、技術者経歴書は、国土交通省様式、中央公契連統一様式又は同様の記載内容であれば独自様式により作成されたものでも可とします。
- 原本以外の「写し」による提出の場合は、鮮明な書類に限ることとします。

## 8 資格審査結果の公表

資格審査の結果、競争入札参加資格があると認定された者については、競争入札参加資格者名簿に登載するとともに、平成23年5月下旬に当市ホームページにその名簿を公表します。

## 9 その他

- (1) 受付期間内に申請書類を提出できなかったり、申請書類の不足又は記載事項の不備等により受付期間内に受理されなかった場合には、平成24年度の受付まで申請することができませんので、申請書類の提出にあたっては十分注意してください。
- (2) 申請書類の提出後、申請内容に変更が生じたときは、その事実を証明する書類を添付して速やかに届出ください。

## 10 提出先・問い合わせ先

八戸市財政部管財契約課契約グループ

住 所 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL 0178-43-2111 内線251・723

### 別 表（測量・建設コンサルタント等業務）

	業 種 区 分	業 務 内 容
1	測 量	測量一般、地図の調製、航空測量
2	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、調査
3	土木関係建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、建設機械、電気・電子、交通量調査、環境調査、経済調査、分析・解析、宅地造成、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理
4	地質調査業務	地質調査
5	補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等